論説

売買における売主の所有権移転義務

髙 森 八 四 郎

目的物の所有権を移転すること、すなわち「所有権移転義務」が負わされることについて、ほとんど自明の如くに解 に対して「其代金ヲ払フコト」を約束する契約であると定義している。それ故、動産・不動産を問わず物の売主には、 務」を明規しているので、事柄は一層明白のようにも思われがちである。 せられている。しかも、「売買ノ効力」と題する第二款では、その冒頭の五六〇条において「他人ノ権利ヲ以テ売買 ノ目的ト為シタルトキハ売主ハ其権利ヲ取得シテ買主ニ移転スル義務ヲ負フ」として、いわゆる「権利取得移転義 日本民法五五五条は、売買について当事者の一方が「或財産権ヲ相手方ニ移転スルコト」を約し、 相手方がこれ

に「所有権移転登記をせよ。」と訴えることができるだけで、この目的物引渡請求と所有権移転登記請求を超えて、 対して物の返還を請求したり、 る売主の義務の内容についても同様にあてはまる。すなわち、売主が引渡した物について、権利者たる他人が買主に そのほかに所有権移転請求権を裁判上行使するということはありえないのである。このことは他人の物の売買におけ ところが実際の裁判では物の買主は、売主に対して「売買の目的物の引渡しをせよ。」と訴え、不動産ならその上 または、 買主が他人から追奪された場合、買主は、売主に対して、五六〇条の文言上

すなわち悪意の買主には、単に解除だけを甘受すればよいのであって、損害賠償すら負わなくてよいことになってい 意買主からの解除と損害賠償を甘受すればよいのであり、買主が契約の当時売主のものではないと知っていたとき、 には、この場合の売主は五六一条によって(前条ノ場合ニ於テ)、他人から権利を取得して買主に移転しなくても善 は、その他人から所有権を「取得シテ」これを買主に「移転スル」義務を履行せよといえるかの如きであるが、実際

主の「担保ノ責任」と呼び、明らかに売主の履行義務とは異なる担保責任を定めているのである。 いるのである(二項)。そして、五六〇条、五六一条、五六二条は、それ以下の条文とともに、五七二条において売 方から契約を解除して損害を賠償することができ(一項)、悪意買主には損害賠償すらしなくてもよいことになって みならず、五六二条によれば、売主が契約の当時目的物が自分のものだと思っていたならば(善意ならば)、売主の るのである。買主は売主に対して、権利者たる他人から所有権を取得して自分に移転せよと訴えることはできないの

の担保責任主義という二つの立法主義との関連を明らかにしなければならないであろう。 との乖離はどうして生じたのであろうか。このことを明らかにするためには、ドイツ法の権利供与主義とフランス法 このような、 五五五条、五六〇条の文言と五六一条以下の売買の効力における売主の義務としての担保責任の内容

る 主は、買主に対して、 (ド民四三四)。この所有権供与義務は、第一に、ドイツ民法上、一定の方式を伴う物権行為をなす義務を意味し (1) ドイツ民法によれば、売主は買主に物を引き渡し物の所有権を供与する義務を負い(ド民四三三)、また売 第三者が買主に対し主張することのできる権利の付着しない目的物を供与する義務を負ってい

ているが、第二に、売主の権利に瑕疵があった場合には、買主のために、買主が真実にかつ負担の付着しない所有権

ができない場合には、 よって、 物の引渡義務と権利の瑕疵に対する責任はともに売主の履行義務そのものにほかならず、権利供与主義を採ることに を取得するという効果を生じさせる義務を意味している。そして売主が引渡しおよび権利供与の義務を履行すること 追奪要件 (第三者が買主から売買目的物を追奪した場合にのみ売主の責任を認める)を完全に廃止したもの 双務契約の債務不履行に関する規定を適用する(ド民四三〇I)。したがって、ドイツ民法の

である。

ŋ 的物の平穏なる占有であり、二つはこの物の隠れたる瑕疵または売買解除をなしうる瑕疵である)。 疵担保の義務とを負担する(フ民一六二五――売主が買主に対し負うべき担保は二つの目的を有す。 物の引渡義務だけに限定され、そのほかに担保の義務、すなわち目的物の平穏な占有の担保=追奪担保と目 けの申請でいつでもなしうる証書の登記だから、売主は登記について義務を負わず、したがって売主の履行義務は、 契約である)、「売主の義務」の節には、売主の主要な義務として、目的物引渡しの義務と担保義務とをあげている 旨を規定し(フ民一五八二Ⅰ——売買は、 (フ民一六○三──売主は、売買の目的物を引渡し、かつこれを担保する二つの主たる義務を負う)。フランス民法 売買契約に基づく所有権移転に関し、 売主は引渡義務と追奪担保責任のほかに、 これに対して、フランス民法によれば「売買の性質及び方式」の節では、「売主は物を引き渡す義務」を負う 担保責任構成を採るもので、この担保の責任は決して売主の履行義務ではないとされている。なぜならば、 五九九条で、「他人の物の売買は無効とし、買主が目的物の他人に属することを知らなかったとき 意思主義を採用し、登記は対抗要件にすぎないばかりか、これは、 当事者の一方が物を引き渡す義務を負い、相手方が代金を払う義務を負う 所有権移転義務なるものを負うことはない。 つまり権利供与主義では ドイツ法と異な 一つは売買の目 的物の瑕 買主だ

関法

害賠償に買主の善意の要件のみを付加し、その内容は追奪担保の規定によるべきだとされているからである(以上は 損害賠償義務を生ずる」と規定しており、買主が他人の物であることを証明することができる場合には、 売主が所有権を取得し買主に移転することが不能かどうか、売主の過失の有無などを問題としないで、 本条に基づいて「無効の訴え」を提起し、物を売主に返還して代金返還・損害賠償を請求できると解され ・契各上一八七~一九一頁による)。ただし、フランス民法は、 損

Ξ ルコトヲ約シ」、 (1) わが民法はいかに規定しているか。 相手方買主がそれに代金を払うことを約する契約と規定し、売買の効力に関しては、五六〇条で 民法五五五条は、 売買を定義して、 売主が「或財産権ヲ相手方ニ移転ス

「他人ノ権利ヲ以テ売買ノ目的ト為シタル」ときは、売主は「其権利ヲ取得シテ」、これを「買主ニ移転スル

追奪担保構成(ローマ法)のうち、部分的に追奪要件を外したことになる。このことは、ドイツ法が、追奪要件を完

全に外して権利の瑕疵に関する責任を履行義務化したことと対比してよい。

基づく無効の訴えは追奪を待たずに提起することができる。ということは、

先の一五九九条の「他人の物の売買」に 他人の物の売買における売主の責任は、

Ē

移転義務をあげ、その内容を抽象的・観念的に売主は「約束した財産権を相手方に移転する義務」 え、一見、民法は、ドイツ法のように、 を負うと定めている。 すなわち、 物権変動について意思主義を肯定するにもかかわらず、売主の義務としては、まずもって財産権 しかし、売主の具体的・中心的義務である、「売主の引渡義務」は明規されていない。 権利供与主義を採用しているかともみえる。実際、 通説は、 (星野・契各一二 そのように解し それゆ

があると規定し、ついで具体的な中味として、目的物の引渡義務および登記手続をなす義務、さらに付随的な

四頁 (一))。 きないのである(三宅正男「売主の所有権移転義務の二重化⑴⑴」法政論集四八号一頁・五二号一頁、来栖・契約五 登場してこないことになるのである。すなわち売主が権利を移転しえないとき、または移転した権利に瑕疵があると 登記移転手続義務を含んだ統一体との考えから導びかれるものであるけれども、 売主の義務をあげるのである。物権変動に関して意思主義を肯定するならば、売買契約締結と同時に所有権は移転し 権利を移転しろ、 そのあとにさらに所有権移転義務なるものは存在しないことになるはずであるが、それは引渡義務や または瑕疵のない権利を移転しろと訴え、判決を得てその強制執行をすることは現実にはで 現実に存在する権利としては訴訟上

権利ヲ取得スルノ義務アル」としたものである。これによれば、ドイツ法上の権利供与主義を採用したものではなく、 給付することが多いのであるから「他人ノ物ノ売買ヲ有効トシ」「売主ニ権利移転ノ義務アルモノトシ従テ売主ハ其 テ不能ノ事ニ非ス」、不特定物の売買や供給契約のごときは、たいてい契約締結の後に権利を取得して買主にそれを 他人の物の売買は、契約締結当時、ただちに買主に権利を移転することはできないけれども、売主の権利取得・移転 の義務ありとせば、「売買ノ要素タル権利移転ノ義務ハ正ニ成立スヘク」そして「他人ノ権利ヲ取得スルコトハ決シ

(2)

しかし民法は、他人の権利の売主の義務として、「権利取得・移転の義務」を認めている。梅博士によれば、

すこととしたものである。つまり、他人の物の売買をはじめ、 転することができない場合に、五六一条以下において、いわゆる追奪担保の責任 フランス法や旧民法のように他人の物の売買を無効とせず、これを有効とすることに重点がおかれ、買主に権利を移 実際、 民法は五六〇条を含め五七二条において「担保ノ責任」とよんでこれを肯定しているの 権利の瑕疵に関して売主の担保責任構成を排除しよう (梅・要義三四九〇頁) を売主に課

 \mathcal{I}_{1}

(一五九五

存スルノ義務」のいずれも「権利移転義務ノ当然の結果」であるから明文を必要とせず、権利移転の義務があるから 権利の瑕疵・物の瑕疵に関して、「独立ノ義務ト」して「担保ノ義務」があるものではなく、それは、「権利移 梅博士自身は、「売主ハ売買ノ目的物ヲ相手方ニ引渡スノ義務及ヒ其引渡ニ至ルマテ之ヲ保

そのまま現在の学説の一部に承継されている。広中説がそれであって、「ローマ法における『追奪担保責任』は、 の異質性を明らかにするものではなく、現実の民法の担保責任規定からはかなり離れているようにみえるが、 (3)梅博士の見解は起草者の見解にもかかわらず、法定の、無過失責任としての「担保責任」と債務不履行責任と のちに

を債務不履行の特則と説くもので、梅博士は五六一条の解説において、それを具体的に展開している。

転ノ義務中ニ包含セルモノト認ムルナリ」という立場である。この考え方は、

結局、

権利の瑕疵に関する責任の規定

- 履行義務としての財産権移転義務があるところでは、 ーマ法における売主の履行義務としての財産権移転義務ないし権利供与義務の欠如に対応していた。しかし売主に
- がって、その場合における売主の責任についての規定は不履行責任の特則にほかならないはずである」(広中・債备) 特定物の売買において物に瑕疵がある場合、売主の履行義務がその特定の物を引き渡すべきことに尽きる限り(民四 六○頁)。ただし、 梅博士は五七○条の瑕疵担保責任も財産権移転義務に含める考え方であるのに対し、広中説は、 瑕疵ある権利の移転は履行義務の不履行にほかならず、 した
- 四 梅博士の見解は、 担保責任を債務不履行の特則とするものであるが、 権利移転義務を承認する以上、 いかなる意

八三参照)、瑕疵担保責任は技術的意味における担保責任である、と説くものである。

味や目的で担保という特則性を規定しなければならぬのかよく理解しえない。すなわち、債務不履行責任である以上、

主間の衡平を図るための特に法律上認められた買主の義務と解せざるをえないとすることは、フランス法を承継した 責任の性質・内容とは相いれないものとなっている。担保責任の性質は、所有権移転義務の存在しない所で、 解除権を有し、 債務者たる売主には、その責めに帰すべき事由がなければならないが、民法五六二条は、 しかも買主悪意の場合は損害賠償をしなくてもよいことになっており、 いかなる意味でも債務不履行 売主善意の場合には、 売主買 自ら

我が民法の解釈としては、妥当なものと言えるだろう。

そ

利の面及び事実の面でも完全な目的物を給付する義務を負担するものであるとし、 は何らの行為も必要なく、 に所有権は売主から買主に移転しているし、 を取得してこいとは訴えることができないのである。もし売主の物であるならば、 と明言している以上、それをする必要もない訳である。たとえ・売主・買主双方が所有権は売主にあると想定したと 四八三条が債権の目的が特定物の引渡なるときは、 の瑕疵・物の瑕疵があっても、 かれている。 の売主の債務不履行であるから、 しても、それが客観的に他人の所有物であったとしたら、買主は売主に対して担保の責任は問えるが、 梅博士の流れをくんで、 しかし、この土地・この建物・この自動車を引き渡すという特定物債務においては、 所有権は買主に移転してしまうのであるから、 それと別な、 担保責任も売主の債務不履行の一種であり、その特則である、とする説が有力に説 担保責任制度の存在理由について、この土地・この建物という特定物の売主でも権 他人の物であるときにも売主が他人から買取ったりすれば、 完全なものを引き渡して、売主は債務を免れることはできないし、 弁済者は引渡をなすべき時の現状にてその物を引渡すことを要す 特定物の売買においては、 民法一七六条によって売買ととも 売主がそれを果たさなければ、 もし目的物に権利 目的物の引渡の 他人から権利 そのときに 民法

ほか所有権を移転する義務を売主に認めることはできないのである。

(一五九八)

説をまとめるならば、次のようになる。

五 民法五六〇条にいう「権利取得・移転義務」 の解釈をめぐり、 財産権移転義務と担保責任との関係について、

担保責任の規定は、債務不履行の特則と考える)―梅博士、広中説、 (1)財産権移転義務の内容ないし延長として権利取得義務を認め、 星野英一説、石田穣説(瑕疵担保責任も債務不 担保責任もその内容と考える見解 (したがって

履行の一種と考える立場) 右のうち、梅博士、 広中教授、 など。 星野教授の見解については若干ふれたので、ここでは、 石田 (穣) 教授の見解を紹

介しておきたい。

石田 (穣) ・契約法一三〇・一三二頁によれば、「売主の主たる義務は、次の三つである。第一は、 財産権 移転義 担保責

任である。」 務であり、第二は、果実引渡義務であり、そして、第三は、担保責任である。このうち、最も問題が多いのは

うな地位は、 場合、売主は、 一売買の目的物が他人の物であって買主がその権利を取得できなかったり、あるいは、 担保責任といわれる。売主に担保責任が発生するのは、大きく分けて次の二つの場合である。第一は、 買主から契約を解除されたり、代金の減額を受けたり、 損害賠償を請求されたりする。 目的物が腐っていたりする 売主のこのよ

制に服する。 在しなければならず、それゆえ、これらの瑕疵が契約締結後に生じた場合に関する通常の債務不履行とは別の法的 ているように目的物に物理的欠陥がある場合であり、 他人の物の売買のように目的物の権利に瑕疵がある場合であり、 なお、 権利の瑕疵は民法五六一条から五六七条まで、物の瑕疵は同法五七〇条で規律されている。」 瑕疵担保責任といわれる。 追奪担保責任ともいわれる。第二は、 権利や物の瑕疵は、 契約締結時に存 目的物が腐っ

財産権移転義務は法律行為的な売主の第一の義務と認め、この財産権移転義務の中身として物の引渡義務のほ

か権利取得義務を認めるにもかかわらず、担保責任の規定を債務不履行の特則とは考えないで、売買の有償性に基づ (2)

く公平・信用維持のため法律が特に認めた法定責任と説くもの―鳩山、 我妻、末川、

柚木、

松坂各説など多数。

右

うち、我妻説と柚木=高木説を紹介するならば、次のとおりである。

我妻・債各中(一)二六七・二七〇頁によれば、「売主は、(;)売買の目的たる財産権を買主に完全に移転する義 (法律行為的効果)と、(:1) 目的物に権利上または物質上の瑕疵がある場合の担保責任 (非法律行為的効果)を

有償契約であることに基いて―当事者にさような効果意思があると否とに関係なく―法律が定めたものである。」 前者は、売買契約を組成する効果意思の合理的解釈によって導かれる効果であり、後者は、売買がとくに

得ない事情にあること) 一売買の目的物に権利の瑕疵 か物質的な瑕疵 (契約当事者間に予定された権利が存在しないか、存在しても売主から買主に移転し (目的物が契約当事者間に予定された品質をもたないこと) がある場合には、

売主は一定の責任を負わねばならない。これを売主の担保責任という。

ていた。その根拠を説くに当っては、或いは黙示の担保契約の存在を擬制し、 売主がかような責任を負うことについては、―責任の内容は同じではないが―古くから、各国の立法例に認められ 或いは一種の債務不履行または不法行

為とした。然し、現在多数の説は、有償契約たる売買においては、売主にさような責任を認めることが公平であり、

かつ取引の信用を保護することになって適当だとして、法律がとくに認めたものだと説く。」としている。

瑕疵に対する担保責任』―略して『権利の担保責任』―と称する。わが民法はこれを四つの場合に分かってそれぞれ 柚木=高木・注民 (4)一三〇頁によれば、「売買の目的たる権利に瑕疵があることによる売主の責任を

売買における売主の所有権移転義務

九 (一五九九) こととなるものであるからである。したがって、 主は瑕疵除去義務を負担するものではなく、ただ―瑕疵の附着したままで―所有権を移転すればその義務を履行した する義務を負う』のは、 おけるがごとく、売主が買主に対して『第三者が買主に対して実行することができる権利の附着しない目的物を供与 イツ・スイス等の法制ことにドイツ民法におけるとはおおいに異なるものがある。けだし、ドイツ民法 産権ヲ相手方ニ移転スル』義務を負うとされること(五五五) 場合(五六七)がすなわちこれである。いずれも売主の権利供与義務を前提とするものであることは、売主が『或財 について要件と効果とを規定している。 (五六五)、 他人の権利によって利用が制限される場合(五六六)および担保責任の行使によって所有権を失った わが民法上他人の権利を売買した場合に限ることであって(五六〇)、その他の場合には売 他人の権利の売買の場合(五六〇―五六四)、数量不足および一部滅 わが民法上の権利の瑕疵担保にはその本質を異にする二種のものが から明瞭であるけれども、その供与義務の内容は、 (四三四) ド

去義務を他の権利の瑕疵担保の場合には認めていないということである。 ドイツ法のように、 の原理自体を異にするものであることを、特にあらかじめ注意しておきたいのである。」この柚木=高木説の特徴は、 権利供与義務を認めるが、これは他人の物の売買の場合だけであって、ドイツ法が認める瑕疵除

混在しているのであり、

他人の権利の売買の場合とその他の場合とは、ひとりその規定を異にするにとどまらず、そ

ど。三宅説は、 規定は適用されず、 の所有権の移転は引渡義務の効力を介して生ずる。担保責任は履行義務ではなく、 財産権移転義務を売主の本質的 もっぱら、 担保の規定によって処理されると考える―来栖説、三宅説、 (潜在的) 義務と把握するが、 現実の履行義務としてはこれを認めず、 したがって債務不履行に関する諸 鈴木 (禄) 説

売主の第一の義務を物の引渡しの義務とし財産権移転義務を実際の権利関係としては認めない説。

当事者間

担保責任は履行義務と異質の担保責任と理解する。来栖、三宅、 戒能、 鈴木各説を紹介するならば次のとおりである。

又は買主に移転した権利に瑕疵があることになり、売主の権利移転義務は果たされない。その場合には売主の権利移 に権利があれば、 をすればそれですむのではなく、 通常の場合には目的物を引渡し登記をすればそれで売主の義務の履行は完了する。 ように売主は売買の目的物を買主に引渡す義務を負い、不動産売買ではその上に権利移転の登記をする義務を負うが 来栖・契約法五三頁によれば、「 (売主の担保責任のうち、売主の権利の欠缺・瑕疵に対する担保責任につき) この しかし、特定物売買で、売主に権利の欠缺があり、又は売主の権利に瑕疵があるときは、 売主の権利の欠缺又は瑕疵に対する担保責任として現われる(五六〇条以下)。」とされている。 別段の行為をしなくとも権利は買主に移転し、売主の権利移転義務は果たされたことになるのであ 権利を移転する義務があるが、権利を移転する特別の行為があるわけでなく、売主 勿論、 売主は目的物を引渡し登記 権利は買主に移転せず、

こと、これが民法の規定の特色である。」 ついで、三宅(正)・契各上一九二・一九六・一九七頁によれば、「権利移転義務を規定し引渡義務を規定しない

はない。立法の当初は五六〇条により、他人の物の売買を有効とすることに力点を置いたようであり、 得義務の基本とされる財産権移転義務は、法文上売買の定義規定(五五五条)にうかがわれるに過ぎず、 「しかし民法は、 権利の瑕疵が問題とならない普通の売買には、あり得ないことが明白なのである。これによってみれば、 ……法文の、 権利の瑕疵に関し担保責任構成を排除する権利供与主義を、ドイツ民法のように明確な形で採用したので 五六〇条の定める権利取得 権利取得 (・移転) 義務やその義務を履行『スルコト能ハサルトキ』という文言にこだわら (・移転) 義務そのものを担保責任と呼び(五七二条)、また権利取 その点は明確 意思主義

五六一条の 『解除』が特殊な、不履行による解除とは異質の、 担保責任による解除でないかを、

問題とすべきである。」

引渡義務の効力を介して生ずる。しかし、売主には、所有権移転義務が、そのままでは |思うに、意思主義を採る民法においては、物の売買により生ずる売主の義務は引渡義務であり、 (所有権移転の義務として

段の事情が現われたときには、場合に応じて異なる形態の義務として、 は の義務が、 実際の権利関係に存在しないが、売買に基づく本質的 権利の担保責任である。」とされている。 (潜在的)義務としてはあり、 実際の権利関係に現われる。このような性格 売主の権利の 瑕疵という特

は、 のが当然である。而して売買の目的物が特定物でなく、一定の種類・品質・数量を指定した種類売買に過ぎないとき 戒能・債各一三一頁によれば、「売買契約の成立するときは、 売主の引渡すべきものは当該の性質を有しなければならぬこと当然である結果、 売主は目的物を引渡し、 履行の目的物が他 買主は其の代金を提供する 人の権利の目

任の規定を設けて、 的となって居るとか、 き完全なものを給付することも理論上不可能であること明であるから、当該の目的物に法律的又は物質的瑕疵のある 然るに売買の目的物が特定物である場合には、 債務不履行理論の適用は初から問題になる余地がないのである。 他の完全なるものを給付するか、或ひはそれに代るべき損害賠償に応じなければならぬことは云ふまで 買主の利益を保護する必要を生じて居るのであって、その限り売買の一般的効力として論ぜられ 或ひは物質的の瑕疵がある場合には、売主は債務不履行上の一切の責任を負い、 売主は当該の目的物を交付すればそれで足り、又之に代るべ 此処に民法が特定物売買に関する担保責 当該の物の返

るべきものに、目的物代金の引渡義務と、特定物売買の担保責任の問題が存在する。」とされており、

鈴木・債権二

ず、 有責なゆえの不利益が課せられることは、ありえない。したがって、担保責任制度自体は、これを債務不履行責任の きはともかく(この場合には、契約締結上の過失〔二九七以下〕の問題になる)、そうでないかぎり、売主にかれが なっている、といわざるをえない。つまり、瑕疵が存在するのに売買契約を成立せしめたことにつき売主が有責のと 的物に権利の瑕疵ないし物の瑕疵が存しても、それとは別の宝石や別の家屋を引渡して債務をまぬがれることはでき を給付する義務を負い、それを果さねばかれの債務不履行であるから、 四・二一五頁によれば、「担保責任制度の存在理由については、特定物売主も権利面および事実面で完全な目的物 種ということはできず、売主・買主間の衡平を図る法定の制度である、と解すべきである。」とされている。これ とする説が有力になりつつある。しかし、この宝石ないしこの家屋を引渡すという債務にあっては、もしその目 かりに上述の完全物給付義務を考えても、それは、契約成立前からすでに履行できない状態 いづれも、 五六〇条以下の規定を債務不履行の特則とは異質のものとみて、法定の、 担保責任も売主の債務不履行責任の一種であ 特定物売買のための (原始的不能)

民法五五五条は、当事者の一方が「或財産権ヲ相手方ニ移転スルコトヲ約シ」、相手方がこれに「其代金ヲ払

それでは所有権移転義務と引渡義務との関係をいかに解したらよいのであろうか。

六

担保の責任を定めたものとしている。

フ」と定める。これによれば、 フコトヲ約スル」契約であると定義し、まず、売主の財産権移転義務を規定し、五六〇条は、 「他人ノ権利ヲ以テ売買ノ目的ト為シタル」場合に、売主は「権利ヲ取得シテ」、これを買主に「移転スル義務ヲ負 売主の一般的な財産権移転義務は、他人の権利の売買の場合には、売主の買主に対す 売買の効力として

務を生ずる」(一五九九条)と規定しているのを排して、他人の物の売買でも、これを有効として、売主に権利移 フランス民法が「他人の物の売買は無効とし、買主が目的物の他人に属することを知らなかったときは、損害賠償義 まず基本的な義務としての売主の物の引渡義務との関係が明確になっていない。すでに若干ふれたように、 る「権利取得移転義務」として現れることになる。しかし具体的にはどのような義務かは民法からは明らかではなく、 梅博士は、

務を認めないと考えているかのようである。 が生じ、この権利移転の当然の結果として引渡義務が生じる、とする。したがって、売買自体の効果としては引渡義 を肯定すると考えていたようであり、権利供与主義で一貫したものではないのである。しかし、梅博士は、 転・権利取得義務を認め、買主に権利を移転することができない場合に、五六一条以下において、売主に担保の責任 いずれも「権利移転ノ当然ノ結果」であって(梅・要義(三)四八六頁)、売買によって権利移転 引渡義務

買主に移転することを付言しており、 もっとも目的物が特定・現存しかつ売主に処分権があるときは、その権利は、原則として売買契約によってただちに るが、これには、 受させるために必要な一切の行為」(我妻・債各中(一)二六七頁)をする義務があり、これが財産権移転義務であ 移転義務、 これに対し、 目的物に関する証書の移転義務を含むものとされ、いわばこれらの上位概念として位置づけられている。 目的物の占有移転すなわち引渡しと対抗要件を具備させる義務、さらに従たる物および従たる権 現在の通説は、 売主には、「売買の目的たる財産権を移転し、 かつその権利が他人に属するときは、「売主は、これを取得して買主に移転し かつ、買主をしてこれを完全に享

たくふれられていない。通説は、物権行為の独自性を認めず、物権の移転については意思主義をとるから、 なければならない。」(我妻・債各中(一)二六七頁)といわれるが、具体的な取得移転義務の中味については、

物の売買

求めているのである(末川・契約下三五頁、松坂・債各(四版)九〇頁、星野・契各一二四頁、広中・債各五四頁: 義務としては残らない)、右にみたように、 売主の第一の義務として財産権移転義務をあげ、その根拠を五六○条に については、財産権移転義務を否定するのが論理的であるが(売買契約自体によって所有権移転が生じ、売主の履行

石田(穣)・契約一三○頁、北川・債各四二、四三頁)。

これに対して、

引渡義務を財産権移転義務と別個の義務と説く見解もみられる(柚木=高木・注民(14)一二一~一二二頁)。しか 木・注民(44) 一三〇頁)と解しつつ、これに買主をして対抗要件を具備させるべく協力する義務を含めながらも

財産権移転義務を規定する五六〇条を権利供与主義を採用した旨を宣言したものである

ある。たとえば、来栖博士は「特定物売買であれば、売主の財産権を移転する義務は、 物権行為を認めないわが民法においては、売主の義務として引渡義務だけを認め、所有権移転義務を認めない学説も 含むものと説くか、 し両者の関係については、なにもふれられていない。 右の諸説は、 それとは別個の義務として引渡義務を位置づけるかするものであるが、 いずれも売主の所有権移転義務を第一の義務として認め、これに引渡しおよび登記手続の義務を 具体的には、 物の売主の義務としては、 第一に目的物を

務は完了する」(来栖・契約五一・五三頁)と説く。また三宅教授も「物の売買は所有権移転の効果を生ずる。しか そして、不動産売買では、登記する義務を負うが、「通常の場合には目的物を引渡し登記をすれば、それで売主の義 引渡す義務として現れ、売主はその物を買主に引渡」して、代金を受け取るならば、「売買は(それで)完了する」、 実際の権利関係としては、 物の売主の義務としては、 引渡義務があるだけである。 ……所有権移転

義務はない。

わが民法においては、

売買における売主の所有権移転義務

一五(一六〇五

所有権移転は、ドイツ民法の下で売買に加えて所有権移転の物権行為をした

ず、すでに買主に引渡済みであれば、所有権に基づく所有権返還請求をすることができなくなる。かような場合以外、 場合のように、 この本質的義務は実際の権利関係としては表に現れない、ということになる。 務は所有権の主張を控える義務として現れ、買主へ物を引渡していなければ、引渡義務の履行を拒否することができ 主の地位を相続する場合のように、同一人が所有権と売主の本質的義務とを併有するに至る場合には、 担保責任となって、実際の権利関係に現れるにすぎない。そして右の本質的義務は相続により承継され、 転義務は、本質的な所有権移転義務の意味に解釈され、売主の権利の瑕疵という特段の事情が現れたときに、 反射ないし本質としての効果である。」(三宅(正)・契各上一九三頁)。この説によれば、五六○条の権利取得・移 引渡義務とは別の権利変動として、有るのではなく、保存義務を含む特定物引渡義務を介して、その この本質的義 所有者が売 権利

この義務を、 主が売主のものとして売買したが客観的には売主以外の者の所有物であったという場合であって、この場合にはじめ は、 に給付することができなくとも履行不能になるわけではなく、単に債務不履行の問題になるだけである。この場合に て売主がこの他人から権利を取得して買主に移転しなければならない、 おいて売主が物を所有していなくても、市場においてこれを調達すればよいのであり、たとえ、調達できなくて買主 定物売買 売主の特別な、「権利取得・移転義務」を認める必要はない。それ故他人の権利の売買というのは特定の物を売 五六〇条の規定する「権利取得・移転義務」と引渡義務とをどのように理解すべきなのであろうか。まず不特 (種類物売買) ならば、 通説は他人の権利 (物)の売買における売主の履行義務と解して、売主の第一の義務としている訳であ 売主は一定の種類に属する物を買主に給付する義務を負い、たとえ、 売主の特別な義務が生ずるのである。そして 契約締結時に

る

あるように思われる。 得移転義務と担保の責任との間には、 責任たる担保の責任は明らかに履行義務から独立しているといわざるをえないからである。履行義務としての権利取 ズ権利移転ノ義務中ニ包含セルモノ」(梅・要義(三)四八六頁)にしては、買主の善意の要件を基調とした無過失 ところの債務不履行責任とはあまりにかけはなれているといわざるをえない。したがって、他方、 買主の知・不知を問わず、売主の責めに帰すべき事由あれば、五四一条以下によって解除と損害賠償を基礎づけうる 買主が知っていたときには、つまり買主悪意のときには、損害賠償の請求をなしえない 等)のであるから、首尾一貫しないきらいがある。債務不履行義務ならば、売主の帰責事由、責めに帰すべき事由が 権利取得移転義務が法律上実際に債務としてあるものとし、五六一条・五六二条は債務不履行による解除 なければならないが、 らず、公平と取引の信用を保護するために法律が特に認めた法定責任だと説明する いて担保の責任を追求することができるだけである。そして通説は、この担保の責任を債務不履行義務とは認めてお 目的物の引渡しがなければその引渡しをせよと訴え、また引渡済みであって権利に瑕疵があれば、五六一条以下にお または瑕疵のない権利を移転しろと訴え、 売主が権利を移転しえないとき、または移転した権利に瑕疵があるときに、買主が売主に対して権利を移転しろ、 五四三) の特則と考える見解には、 担保の責任では、買主の善意を要件に解除と損害賠償が認められ、 単に後者が債務不履行の「特則」ということによっては超えられない異質性が 担保責任の独自性の根拠を説明しきれないうらみがある。「独立ノ義務トセ 判決を得てその強制執行をすることは現実にはできないのである。 (我妻・債各中(一)二七〇頁 (民五六一) のであるから、 物が売主に属しないことを 梅博士のように (民五 買主は

七

(一六〇七)

AがB所有地と隣接する土地を自己の所有と過失なく信じていて、これをCに売却した

思うに、五六〇条は、

場合にも、自己の物を売買した通常の売買の場合と同じく、AのCに対する所有権移転義務を観念する必要はな れば、そのときただちにAB間の売買契約の効果としてこの土地の所有権はCに帰することとなるのであって、この Cに移転すべき義務をCに対して負うことを規定しているのであるが、もし、 ところ、のちに右の土地がBの所有にかかることが明らかになった場合には、 (鈴木・債権二一八頁)。他人の物の売買の場合、売主に権利の取得・移転の義務を認めるならば、「売主は、それを AはBからこの土地を取得してこれを AがBからこの土地の所有権を取得す

結局、 売主が所有者たる他人を相続しこれにより当然に買主への所有権移転の効果が生ずるのも、債務の「履行」と言わな におけるAが債務を履行したと考えなくとも所有権はただちにCに移転するのである。また、右の我妻説によれば、 くてはならず、「売買の履行の通常の観念に反するであろう」(三宅(正)・契各上一九八頁)ことは明らかである。 取得して買主に移転すれば、売主としての債務を履行したことになる」(我妻・債各(一)二七六頁)が、右の設例 他人の物の売買においても売主の権利の取得移転の義務は、履行義務としては実際の権利関係上、存在しない

七 (1)次に、 他人の権利の売買は、 他人物 (権利) 売買に関して、 当初から他人に属するものを売買するのであるから、原始的に不能の給付を目的とする 判例が所有権移転義務をいかに解しているかをみてみよう。 といわざるをえないのではなかろうか。

利取得義務を認め、 ものであるようにもみえ、 契約自体は有効とする趣旨を五六〇条において明規したものである。それゆえ売主は、 原始的不能―無効と解されないともいえない。しかし前述のように、 梅博士は、 他人の物

件を売却した場合は、売主はその物件を他人より買い受けて買主に引き渡す義務を負うものであり(大判明治三三年

売主がこれを取得して買主に移転する見込みがまったくない場合でも、 九月一九日民録六輯一一頁)、 目的物の所有者が、売買契約成立当時から物を他に譲渡する意思がなく、 売買契約は有効に成立する (最判昭和二五年 したがって

一〇月二六日民集四巻一〇号四九七頁)。

容。Yが上告したという事案において、 として、xはYに対して契約を解除のうえ、 XはYから本件建物を買い受けたが、この建物は訴外Aの所有であり、 最判昭和二五年一〇月二六日は、「他人の物の売買にあっては、 手付金五万円の返還を訴求。 原審はYの履行不能を認め、 Aは他に移転する意思がないことが明らか Xの請求を認 その目的物

事由に基づき契約の解除をなすことができるのである。もとよりその履行の不能が原始的であると後発的であるとを においては、 をも包含する特別規定を設け、 法が他人の権利を目的とする売買についてはその特質に鑑み同法五六一条乃至五六四条において、 とができないような場合であっても、なおその売買契約は有効に成立するものといわなければならない。この事は民 の所有者が売買成立当時からその物を他に譲渡する意思がなく、 売主がその売却した権利を取得してこれを買主に移転することができないときは、 前示一般原則の適用を排除していることに徴して明らかであろう。」「他人の物の売買 従って売主においてこれを取得し買主に移転するこ 買主は唯それだけの 原始的不能の場合

問わず、また売主の責に帰すべき事由によるものたるか否かは問わないのである。この事は民法第五六一条の明規す るところである。」として、上告を棄却している〔柚木馨・民商二八巻一号三三頁、阿部浩二・法学一七巻二号一二 来栖三郎=西原道雄・判民昭和二五年度四〇事件〕。

判例は 「売主がその売却した権利を取得してこれを買主に移転することができないときは、 買主は唯それだけ

の事由に基づき契約の解除をなすことができる」と述べていることからも明らかなように、 所有権取得移転義務の履

売買における売主の所有権移転義務

九 (一六〇九)

の履行不能を問題とすることなく、 直ちに担保責任に基づく解除を認めている。

場合であるから、 四六条)に関し、 りCのためにBの名でAから土地を買受けたのであるが、Cへの引渡及び権利(実は登記上の所有名義)の移転(六 の請求を認容している)。三宅教授によれば、本件におけるBC間の契約は売買一方の予約ではなく、 から土地を買受け、Cは期限内に売買完結の意思表示をしてBに対して所有権移転登記請求をしたというものであり、 の期日までに、何時でもCの求めがあれば、Aからの買受代金と同額でCに売渡す旨の予約を締結し、 業に失敗し土地をAに売渡したが、後になって、Cは近親者のBに頼んで、 しを約束する)が、実は他人の物であったという場合の担保責任の規定と解すべきであるのに、本件事案は、、、、、、 を取得し、 結の意思表示をしたときは、これによって売買の効力は生じ、売主は五六〇条に従って第三者よりその物件の所有権 負わせるものであるから、 わば、目的物を特定の第三者Aの物と前提し、BがAから買受けてのち、Cの要求によってCに売渡すと約束した (2)所有権取得移転義務を肯定しているかのようであるが、五六〇条は、売主の物として売買した(単に物の引渡 他人の物の売買において、 これを買主に移転する義務を負う(大判大正一一年二月二七日民集一巻七三頁)としている。この判例は、 五六〇条を適用し、所有権取得移転義務を云々する必要のないものであった(もちろん大審院はC Cの失権の特約をしたものと解すべきであるとされている 他人の物の売買は、 第三者の物について売買の予約がなされた場合も有効であり、 売主としては、 原始的不能として無効にはならず有効であることを前提に、 その義務を果たすために他人から権利を取得して、 BがAから土地を買受けておいて、 (三宅・契約法 したがって、 (各論) 売主に担保責任を しかるのち買主 上卷一六一頁)。 その後BはA 買主が予約完 Bは委任によ C が 事 一定

に現実に移転してやる必要は必ずしもない。買主への所有権移転の時期、

方法について特段の特約がない限り、

相続した事案)。また他人の物の売買の事案ではないが、 民集一九巻八号二〇〇三頁。 の所有権は、 売主の所有権取得と同時に買主に移転すると解されてもいる(最判昭和四〇年一一月一九日 同旨、 大判大正八年七月五日民録二五輯一二五八頁、ただし他人の物の売主を所有者が

同旨のものとして、他人の有する債権を譲渡する契約をし、

その債権の債務者に対して確定日付のある譲渡通知をした者が、その後同債権を取得した場合には、特に何らの意思 に対抗することができるとされている 表示を要しないで、 当然に同債権は譲受人に移転し、 (最判昭和四三年八月二日民集二二巻八号一五五八頁)。 右譲受人は、 その後右譲渡人から同債権の譲渡を受けた第三者

権の設定を受け、 船舶と物件とをBに返還した。その後六月一〇日にAはXに対して借金の担保のため本件物件をAの所有として譲渡 いて合意がまとまり、 がXのため占有する旨を約したものの、 設定登記も済ませて、しばらく後、 Aは再び船舶及び本件物件の引渡を受けた。その日、 Aは占有はしていなかった。 Yは競売を申し立て、 これに対してXが第三者異議の訴えを起 YはAから右船舶及び物件につき根抵当 同年七月になってAB間に代金支払につ

成してBから備品である本件物件を含めて右船舶の引渡しを受けた。しかし、Aは建造代金を払わなかったので、右

最判昭和四○年十一月一九日の事案は次のとおりであった。AはBに汽船の建造を注文し、

昭和三六年五月ごろ完

船より本件物件の所有権を取得し、 していない。)、 よび占有移転の時期、 最高裁は上告を棄却して次のように判示した。「以上の事実関係の下において、 A汽船が昭和三六年七月八日B汽船より本件物件の所有権を取得すると同時に被控訴人 (X) 方法につき特段の約定ないし意思表示がない限り また、 A汽船の占有取得と同時に被控訴人 (X) が前記約定に基づき占有改定の (原判決は、 BよりXへの本件物件の所有権 右特段の事実があることを確定

こした。原審においてYが敗訴したので、Yが上告した。

(二六一二)

正八年(オ)第一一四号大正八年七月五日判決、民録二五輯一二五八頁参照)。」〔坂井芳雄・曹時一八巻一号一二四 方法によりA汽船よりその占有を取得するに至ったものと解すべきである(被控訴人の所有権取得につき、

頁、吉原節夫・民商五四巻六号八八八頁、川島武宜・法協八三巻六号九七八頁]。

だちに買主に移転する旨を判示しているというべきである。 この判例においても売主の所有権移転義務を問題としているというよりも、売主の所有権取得と同時に所有権はた

さらに最判昭和四三年四月四日(判時五二一号四七頁)は共有物の売却に関する判例である。

事案は次のとおりであった。売主YはXに対して本件農地を自己の単独所有に属するものとして売り渡したが、実

て、Yに対してYの持分二分の一について知事の許可申請手続と右許可を条件とする所有権移転登記を求めた。 際は、Yは二分の一の持分を有するのみで、他の二分の一は亡夫の母の所有であった。のちに、Xはこのことを知っ X 勝

最高裁は上告を棄却して次のように判示した。 「共有者の一人が、権限なくして、共有物を自己の単独所有に属するものとして売り渡した場合においても、

訴、Yが上告した。

知事の許可がないかぎり所有権移転の効力を生じないけれども、該契約はなんらの効力をも有しないものではなく、 自己の持分の範囲内では約旨に従った履行義務を負うものと解するのが相当である。」そしてさらに「農地の売買は 売買契約は有効に成立し、自己の持分を越える部分については他人の権利の売買としての法律関係を生ずるとともに、

きは買主のため所有権移転登記手続をなすべき義務を負担するに至るものと解するのが相当である。」 特段の事情のないかぎり、売主は知事に対し所定の許可申請手続をなすべき義務を負担し、もしその許可があったと

この判例においても、確かに「履行義務」について説示しているが、事件名でも明らかのように、実際には所有権

移転登記手続請求が問題とされているのである。

掲判例最判昭和四三年四月四日判時五二一号四七頁)。ただし、土地の売買契約において、目的たる土地のうちに他 超える部分については、他人の権利の売買となり、売買としては有効に成立するものであることには変わりない 論一九巻民八四二頁)。さらに共有者の一人が他の共有者の同意を得ずに共有物を売却した場合には、 属スルモノアリトスルモ」このために当然売買契約の要素に錯誤を来すものではない(大判昭和四年一一月二八日評 また売買の目的物中に他人の所有に属するものがあっても、すなわち「売買契約ノ目的物中一部ノ不足又ハ他人ニ 自己の持分を

体が無効となり、五六〇条以下の適用はない、とされている(大判昭和五年一一月五日新聞三二〇四号一二頁)。だ 題にならない事案のように思われる。 人の所有地があれば売買しないという買主の意思表示があるときには、もし他人の土地を含む場合には、売買契約自 買主のその旨の意思、 すなわち解除条件が付されている場合とみるのが適切で、したがって担保責任は問

(3)ところで、いわゆる二重売買と担保責任との関係については、対立がある。一説によれば、次のように説かれ

る。

させた場合、第一買主は、自分の売買当時は売主の物を買ったのに、事後的に第二買主の物を買ったことになるとし を知っていたか否かを前提としている。したがって所有権の二重譲渡がなされて、売主が第二買主に先に登記を具備 (大判昭和八年六月二二日新聞三五七六号一六頁参照)。民法五六一条・五六二条は、契約当時他人の物であること 他人の物の売買とは、契約締結当時、目的物が売主の所有に属さず他人の所有に属していた場合をいうべきである

一 (二六二三)

善意・悪意が問題とならないだけだとする見解もある(三宅(正)・契各上九四頁)。この問題については、 不履行の問題とすべきではなく、第一の買主に対する責任も担保責任であり、五六一条が準用され、ただ第一買主 が他に登記を移転した場合に、第一買主に対する登記義務の履行不能または所有権移転義務の履行不能として、債務 題として処理される いのである。対抗要件を取得されることによって第二買主に優先される第一買主に対しては、通常の債務不履行の問 目的物が売主の所有に属していた以上、その後に他人の所有するところとなっても他人の物の売買では 他人の物であることを知ることはありえず、これを他人の物の売買というべきではない。売買契約 (来栖・契約六〇頁、石田 (穣)・契約一三二頁)。これに対し、売主の二重売買において売主 いまは

の

私見の開示を保留したい。

あっても「履行スルコト能ハサル」ことにはなりえないから、合意に基礎づけられた完全なまたは中等の性質を具備 であれば、一七六条によって売買契約とともに所有権は直ちに買主に移転するし、目的物が他人のものであれば、売 したものを給付しないかぎり(四○一条一項)、つねに債務不履行の義務を負い、従って担保の義務はありえない の物の引渡義務と不動産の場合の登記の移転義務であり、第二に物が他人の物である場合の担保の義務として現れる。 主は五六〇条以下によって担保の義務を負うだけである。したがって、物の売主の義務は、特定物の場合、 不特定物の売買の場合は、 物権変動における意思主義の下では、売買における所有権移転義務はありえない。目的物の所有権が、 売主は、一定の性質を具備したものを引渡す義務を負っており、たとえ調達不如意で 第一にそ 売主の物

しかもこの場合でも、所有権移転義務は問題にならず、単に合意した目的物を引渡せと訴えることができるだけであ

る。 結局、 担保責任は特定物売買における売主の法定の無過失の義務なのである。

- 1 (正)・契各上一八七~一九一頁は、三宅正男著『契約法(各論)』上巻(青林書院新社)一八七頁から一九一頁の
- 2 星野・契各一二四頁は、星野英一著『民法概論』』債権各論第二分冊契約各論(良書普及会)一二四頁の略である。

略である。

- (3) 来栖・契約五四頁は、来栖三郎著『契約法』(有斐閣)五四頁の略である。
- 4 梅・要義⊝四九○頁は、梅謙次郎著『民法要義』巻之三債権編四九○頁の略である。
- 5 広中・債各六○頁は、広中俊雄著『債権各論講義』第五版(有斐閣)六○頁の略である。
- 7 $\widehat{6}$ 我妻・債各中(一)二六七頁は、我妻栄著『債権各論中一』〔民法講義忆〕(岩波書店)二六七頁の略である. 石田(穣)・契約法一三〇、一三二頁は、石田穣著『民法V(契約法)』(青林書院新社) 一三〇頁、一三二頁の略である。
- 9 戒能・債各一三一頁は、戒能通孝著『債権各論』(有斐閣)一三一頁の略である。

柚木=高木・注民⑷一三〇頁は、柚木馨ほか編『注釈民法』⑷(有斐閣)一三〇頁の略である。

8

- 10 鈴木・債権二一四頁は、鈴木禄弥著『債権法溝義』二訂版(創文社)二一四頁の略である。
- 11 博著『契約法』下三五頁の略である。松坂・債各九○頁は、松坂佐一著『民法提要』債権各論〔第四版〕(有斐閣)九○頁 北川・債各四二頁は、北川善太郎著『債権各論民法講要Ⅳ』(有斐閣)四二頁の略である。末川・契約下三五頁は、末川
- 12 髙森八四郎『民法コンメンタール⑫』契約2〔一九八七年〕(ぎょうせい)六三六頁。
- (13) 髙森『民法コンメンタール(23] 六三六頁。

の略である。

- (4) 髙森『民法コンメンタール⑫』六三七頁。
- ら) 髙森『民法コンメンタール⑫』六三八~六三九頁。

本稿は関西大学千里山法律学会 (学生の自治クラブ)の創立六○周年記念誌に掲載した拙稿「民法雑感」を大幅

売買における売主の所有権移転義務に加筆してまとめたものである。」